

平成28年度 定期監査結果に基づく措置状況等の報告（個別事項）

1. 監査の種類 地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査
2. 監査対象年度 平成28年度
3. 監査結果報告 平成28年12月16日

所属等	定期監査結果（指摘事項）	措 置 状 況 等
保育幼稚園課	保育料は強制徴収（差押等）可能債権であるため、催告等を重ねたうえで、納付のない場合は滞納金額が多いものから順に強制徴収に取り組まれない。	<p>【取組中】 報 告 日：平成29年12月18日</p> <p>平成29年5～7月に保育料滞納対策実施要領の見直し及び時効の精査を行ない、8月に現年度滞納者、9月に過年度滞納者に「催告書」を送付。「催告書」の指定期限までに納付も相談もなかった者のうち、高額案件等10件1,594,220円を10月26日に債権管理課に移管完了。移管者以外は、当課において預金・給与の財産調査を11月に実施。12月初旬に滞納処分が可能な者に対して「差押予告書」を送付。指定期限までに納付がない者に対して、差押処分を実施していく。</p>
こども未来課	借家料の一部に高額で借用している物件が見受けられた。適正化に向け早急に着手されたい。	<p>【検討中】 報 告 日：平成29年12月18日</p> <p>柘植放課後児童クラブの賃借料について、施設を所管する伊賀支所を通じ借主と協議を行ったが、金額は伊賀市合併前からの決定事項として金額変更には理解を得られなかった。現在、平成31年度から小学校余裕教室での実施に向けて移転計画を進めるべく関係機関と協議中である。</p>